平成２２年（フ）第５６号
茨城県潮来市日の出８丁目16番地６　イマージュⅢ202
債務者　山本由記美（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１４６号
群馬県高崎市八千代町１丁目18番２号　田村荘５号
債務者　塚田　安雄
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４８１号
埼玉県桶川市大字加納86番地の21
債務者　橋岡　　巌
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５５１号
さいたま市見沼区大字小深作355番地１　県営大宮小深作はるさと団地２―105
債務者　井上　貴代
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５９６号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室4691番地１
債務者　戸井田理佐
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６１６号
さいたま市桜区西堀７丁目20番13―105号
債務者　山田　　博
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６１７号
さいたま市桜区西堀７丁目20番13―105号
債務者　山田　仁美
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
埼玉県三郷市高州２丁目155番地５　高州グリーンコーポ301、前住所埼玉県三郷市戸ケ崎４丁目158番地　プティヴラージュⅡ201
債務者　猪狩　祥之
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
埼玉県越谷市伊原２丁目６番７号　サンライズオオサワ第１　107号、旧住所埼玉県越谷市伊原１丁目２番18号
債務者　桒原幸比呂
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
埼玉県越谷市伊原２丁目６番７号　サンライズオオサワ第１　107号、旧住所埼玉県越谷市伊原１丁目２番18号
債務者　桒原美知子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
埼玉県熊谷市佐谷田134番地
債務者　村岡　直美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２０７号
埼玉県行田市藤原町２丁目29番地５
債務者　本田　　歩（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７３号
千葉県匝瑳市八日市場イ2040番地
債務者　金杉　三郎
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第７４号
千葉県香取郡多古町南玉造3728番地２
債務者　宇井　増代
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４０号
金沢市有松２丁目４番６―508号、住民票上の住所大阪市西区江戸堀３丁目７番23―502号、従前の住所大阪市西区立売堀１丁目10番10号
債務者　田中　賀子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１６２号
静岡県伊豆の国市立花１丁目44番地
債務者　宮崎　和音
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５５号
愛知県春日井市味美町３丁目95番地　サンパール味美506号
債務者　渋谷　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部